

浜大津朝市運営委員会 規約

第1条（名称）

この会は、浜大津朝市運営委員会と称します。

第2条（目的）

この会は現代において失われつつあるこだわり（安全・安心、地産・地消、伝統・手仕事）を取り戻し、健康で安全なまちづくりをすすめていきます。

第3条（事務所）

この会の事務所は、大津市浜大津一丁目3番8号「暮らしっく広場」に置きます。

第4条（活動）

この会は、第2条の目的達成に向けて、次の活動を行います。

- （1） 浜大津こだわり朝市の運営
- （2） 中心市街地の再生
- （3） 地元商店街との連携

第5条（会員）

この会には、住民、NPO、企業、行政の協働によるまちづくりを浜大津地域でおこなうことに関心を持つ個人であれば加入できます。

第6条（役員）

この会の運営のために、次の役職を置きます。

- （1） 代表
- （2） 事務局長
- 2 役員は会員の互選により選出します。
- 3 役員の任期は2年とします。

第7条（会議）

この会の運営は、全体による意志決定の場である浜大津朝市運営委員会と事務局会議によって進めるものとします。

第8条（会計）

この会は出店料、寄付金、事業収入、その他の収入により運営します。
年度末には会計報告をします。（会計年度4月から翌年3月まで）

第9条（規定の改正）

この規定は第7条の会議での承認を経て改正することができます。

（附則）

この規定は、2003年10月1日から施行します。